

令和3年2月9日
教 育 環 境 課

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業について

1 主旨

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園については、令和2年2月に改築基本構想をとりまとめている。本件改築工事は、建築工事のほか擁壁を更新するための難易度の高い土木工事も含まれ、長期間に及ぶ工事となる。このことから、改築にあたっての発注手法は、設計段階から建築と土木の施工技術を導入する設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用することとした。

令和2年9月より、事業者選定にあたって区が事業者に提案を求める施設の設計及び建設業務に関する要求水準を示して事業者選定のプロポーザル公告手続きを開始し、1者（施工者3者・設計者1者の4者JV）からの参加申し込みがあった。参加資格審査（一次審査）及び技術提案書の審査を行ったところ、要求水準を満たしていない技術提案であったことから失格とし、プロポーザル手続きを取り止めることとした。

本改築事業の今後の対応方針について報告する。

2 事業者選定プロポーザル手続きの経緯

令和2年 9月 プロポーザル公告
10月 参加資格審査（一次審査）
令和3年 1月 技術提案書の提出

3 失格の理由

要求水準を満たしていない技術提案であったため

4 今後の対応方針

（1）発注方式

難易度の高い工事であることから、引き続きデザインビルド方式を採用し、改めてプロポーザルにより事業者を選定する。

（2）要求水準書等の見直し

早期に、工事手法などに関して施工事業者へのサウンディング調査などを実施した上で、必要に応じて要求水準書等の見直しを行う。

（3）事業スケジュールの再調整

令和3年度の事業者選定プロポーザル及び、基本設計の実施に向けて、事業スケジュールを再調整する。